



仕事の疑問
相談室
鳥取労働局

Q 障害者の「法定雇用率」が引き上げられたと聞きましたが、どういふことか。この「法定雇用率」

A 障害者雇用促進法では、常時雇用する従業員的一定割合以上の障害者を雇用することを事業主に義務づけています。

9月は障害者雇用支援月間です

が今年3月1日から引き上げられました。私の会社は障害者雇用の経験がないのですが、どのように進めたいでしょうか。

実際の雇い入れに向けては、職場体験やトライアル雇用などの活用のほか、障害者面接会に参加するのも良いです。

雇い入れに関して、初めは、さまざまな助成金による支援も準備されています。

雇い入れに不安がある場合は、企業と障害者との双方を支援するジョブコーチが不安や悩みを確認しながら適切な雇用関係づくりをサポートします。

また、社内の理解促進のために、障害者職業センターなどを行う研修会や働く障害者の身近な支援者を養成するための「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」の受講もおすすめです。

最寄りのハローワークまで相談してください。